

会員登録手続きについてのよくあるご質問 Q&A

Q1 入会金や年会費はいくらでしょうか。

A 入会金は不要で、年会費は1人10,000円です。(会員期間：4月1日～翌3月31日)
年度途中で入会された場合でも、当該年度の会費は、上記と同額をお支払いいただいております。
また、納付した年会費の返金は事由の如何を問わず対応しておりません。

Q2 登録している個人情報の変更方法を教えてください。(退職・転職・引っ越しによる住所や電話番号の変更・姓の変更など)

A ◆ホームページで変更する方法

⇒ホームページ上部右側「日精看会員ログイン」をクリック、会員番号とパスワードを入力し、ログイン→「会員情報」→「個人情報変更」から変更してください。

◆会員登録内容変更届(様式4)を提出する方法

⇒各種様式ダウンロードから登録内容変更届(様式4)をダウンロード、変更事項をご記入いただき、協会事務局宛にご郵送ください。

※新規施設を立ち上げた場合や、新しい勤務先施設が日精看未登録施設の場合は、ホームページ上で変更することが出来ません。会員登録内容変更届(様式4)をご郵送ください。

Q3 施設会員代表者とは誰ですか。

A 日精看の会員施設には、各施設に「施設会員代表者」を1名選任していただいております。(会員が1名の場合はその方が施設会員代表者となります。)

会員向け情報誌「日精看ニュース」や会員証などを施設会員代表者様宛にお送りさせていただいているほか、施設内の入会の取りまとめ書類もお送りしております。

代表者の氏名や名称を変更されたい場合は、ホームページ各種様式ダウンロードから会員施設等変更届(様式5)をダウンロードしていただき、協会事務局宛にご郵送ください。

Q4 看護職賠償責任保険について教えてください。

A 看護職賠償責任保険についての申し込みや問い合わせは、日精看ホームページに掲載されている「看護職賠償責任保険お問い合わせ」からご確認いただくか、保険代理店に直接お問い合わせください。

保険代理店：大日の出プランニング TEL042-442-3399

Q5 年会費の口座自動引落について教えてください。

A 年会費は口座自動引落の登録も可能です。登録完了後は、毎年4月4日にご登録の口座から自動で引き落としされるため、日精看に毎年継続して入会される方に便利な支払い方法です。

口座自動引落登録をご希望の方は、日精看事務局へお問い合わせください。

◆登録は会員様ご本人名義の口座に限ります。法人名・ご家族名義の登録は出来ません。

◆口座自動引落の登録をされている方が日精看を退会される場合、引落日（毎年4月4日）の2か月前までに「預金口座振替・自動払込利用の中断願い」の提出が必要となります。中断願いの提出がない場合や締め切り日以降に提出された場合、年会費が4月4日に引き落としされます。引き落とし完了後の返金は出来ませんので、期日までに忘れずに提出してください。

◆口座自動引落申込書は1月31日までに提出してください。

Q6 入会関係書類の提出先・提出方法を教えてください。

A 入会関係書類は、以下に記載している住所へ郵送で提出してください。

【各種書類提出・請求・問い合わせ先】

〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F

一般社団法人日本精神科看護協会 会員管理担当

電話：03-5796-7033 （平日9：00～17：00）

FAX：03-5796-7034

Email：kaiin@jpna.or.jp